

平成 2 7 年 9 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 3 日 開会

河 合 町 議 会

平成27年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（9月3日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	4
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	5
○議会事務局出席者.....	5
○開会の宣告.....	6
○開議の宣告.....	6
○町長のあいさつ.....	6
○会議録署名議員の指名.....	7
○会期の決定.....	7
○付議事件の一括提案理由の説明.....	7
○承認第5号の質疑、討論、採決.....	16
○承認第6号の質疑、討論、採決.....	19
○議案第34号から議案第42号の委員会付託.....	20
○認定第1号から認定第9号の委員会付託.....	20
○散会の宣告.....	22
○署名議員.....	23

河合町告示第11号

平成27年第3回（9月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年 8月27日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成27年 9月 3日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 7 年 9 月 3 日 (木曜日)

(第 1 号)

平成27年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年9月3日(木)午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例の一部改正)
- 日程第 4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 日程第 5 議案第34号 平成27年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第35号 平成27年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第36号 平成27年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第37号 平成27年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第38号 平成27年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第39号 平成27年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第40号 平成27年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第41号 河合町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第42号 河合町手数料条例の一部改正について
- 日程第14 認定第1号 平成26年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第15 認定第2号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)
- 日程第16 認定第3号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)

- 日程第17 認定第4号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第18 認定第5号 平成26年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第19 認定第6号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第20 認定第7号 平成26年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第21 認定第8号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第22 認定第9号 平成26年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 岡田美伊子 | 2番 大西孝幸 |
| 3番 清原和人 | 4番 馬場千恵子 |
| 5番 吉村幸訓 | 6番 岡田康則 |
| 7番 森尾和正 | 8番 池原真智子 |
| 9番 西村 潔 | 10番 疋田俊文 |
| 11番 谷本昌弘 | 12番 中尾伊佐男 |
| 13番 辻井賢治 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 岡井康徳 副町長 藤岡和成

教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	中 尾 博 幸
住 民 生 活 部 長	堀 内 伸 浩	ま ち づ く り 推 進 部 長	竹 田 裕 昭
教 育 部 長	井 筒 匠	総 務 部 次 長	木 村 光 弘
福 祉 部 次 長	門 口 光 男	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
財 政 課 長	上 村 卓 也	税 務 課 長	岡 田 昌 浩
福 祉 政 策 課 長	辰 巳 環	社 会 福 祉 協 議 会 課 長	山 本 孝 典
保 健 ス ポ ー ツ 課 長	上 村 豊	認 定 こ ど も 園 準 備 室 長	佐 藤 桂 三
特 命 担 当	梅 野 修 治	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸
環 境 衛 生 課 長	斉 藤 幸 美	ま ち づ く り 推 進 課 長	中 山 雅 至
地 域 活 性 課 長	福 辻 照 弘	上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅
教 育 総 務 課 長	杉 本 正 範	生 涯 学 習 課 長	上 村 欣 也

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長	御 興 善 弘	調 整 員	堀 内 一 憲
-----	---------	-------	---------

開会 午前10時01分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。本日、告示第11号をもって平成27年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成27年第3回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会を召集いたしましたところ、全員お揃いいただきまして、大変ご苦労様でございます。非常に熱かった夏もようやくしのぎやすくそういう時期になってきました。

こういう時期こそ風邪等々をひかないように注意をしていただきたいと思いますという思いです。

本日、議案第34号から議案第42号の9議案と、承認第5から承認第6号の2承認、認定第1号から認定第9号の9認定、合計20案件を上程させていただいております。後ほど副町長の方から議案の説明を申し上げますけども、どうぞ皆様方には慎重なるご審議をいただき御決定を賜りますことをお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、5番、吉村幸訓議員、6番、岡田康則議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

8月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より会期等について報告願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾委員長。

○12番（中尾伊佐男） 去る8月27日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月3日より9月16日までの14日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第34号から議案第42号の9議案、承認第5号、第6号の2承認、認定第1号から第9号の9認定を本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、9月15日に本会議を再開し、行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日3日より16日までの14日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第34号より議案第42号までの9議案、承認第5号、第6

号の2承認、認定第1号より第9号までの9認定について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（足田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成27年9月定例議会に上程致されました、議案第34号から議案第42号までの9議案、承認第5号と承認第6号の2承認、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計20案件につきまして、順次ご説明を申し上げます。

議案第34号 平成27年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億1,463万6,000円を追加し、予算総額を65億5,148万7,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます12ページをお開き願います。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、及び共済費の人件費につきましては、7月1日付人事異動に伴う予算の組み替えと退職による減額などがございます。

それでは、人件費以外についてご説明致します。

2款総務費、1項総務管理費の財政調整基金費9,365万8,000円の増額につきましては、財源調整による増額でございます。

次に、地方創生先行型交付金事業費200万円の増額につきましては、国の地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を受けて、地方創生関連事業として「河合町魅力発信事業」の増額となっております。

同じく、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費では722万円の増額で、内容につきましては、本年10月からマイナンバー制度が運用開始されることに伴い、希望者に対して個人番号カードを交付するための、個人番号カード交付事業費の増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では、社会福祉総務費の繰出金306万7,000円の増額で、内容につきましては、介護保険被保険者のうち、低所得者の介護保険料軽減のため介護特会繰出金いわゆる、低所得者保険料軽減分の増額となっております。また、臨時給付金給付事業費の償還金、利子及び割引料469万1,000円の増額につきましては、平成26年度に実施した臨時給付金給付事業の事業費確定に伴う国庫補助金の償還金の増額となっております。

4款衛生費、1項保健衛生費では、保健衛生総務費の委託料170万円の増額で、内容につきましては、保健事業充実のため健康管理システム改修経費の増額となっております。

7 款土木費、4 項都市計画費では、公共下水道費 694 万円の減額で、内容につきましては、下水道事業特別会計繰出金の減額となっております。

同じく、7 款土木費、5 項住宅費では住宅管理費の需用費・修繕料で 784 万円の増額、工事請負費で 216 万円の増額で、内容につきましては、町営住宅等の維持補修費及び改修費の増額となっております。

8 款消防費、1 項消防費では 291 万 9,000 円の増額で、内容につきましては、消防団員退職報奨金の増額となっております。

9 款教育費、2 項小学校費では 95 万 7,000 円の増額で、内容につきましては、小学校管理費で施設維持補修費の増額 68 万 1,000 円、小学校給食費で奈良県学校給食地産地消促進事業補助金を受けて食育推進事業費の増額となっております。

同じく 9 款教育費、3 項中学校費では 132 万 1,000 円の増額で、内容につきましては、中学校管理費で施設維持補修費の増額 113 万 9,000 円、中学校給食費で奈良県学校給食地産地消促進事業補助金を受けて食育推進事業費の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 153 万 3,000 円の増額。

同じく、13 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 907 万 6,000 円の増額。

14 款県支出金、1 項県負担金で 76 万 7,000 円の増額。

同じく、14 款県支出金、2 項県補助金で 45 万 8,000 円の増額。

18 款繰越金、1 項繰越金で 1 億 72 万 6,000 円の増額。

19 款諸収入、4 項雑入で 207 万 6,000 千円の増額。

以上、歳入歳出 1 億 1,463 万 6,000 円の増額補正となっております。

議案第 35 号 平成 27 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1,268 万円を追加し、予算総額を 25 億 9,368 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費では 3,268 万 9,000 円の増額で、内容につきましては財源調整による国民健康保険財政調整基金費の増額となっております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、補正額の増減はなく、財源の振替のみとなっております。

4 款介護納付金、1 項介護納付金では 993 万 1,000 円の減額で、これにつきましては額の

確定に伴う減額となっております。

11 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等では、989 万 1,000 円の減額で、これにつきましても額の確定に伴う減額となっております。

12 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等では、18 万 7,000 円の減額で、これにつきましても額の確定に伴う減額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税で 3,230 万 7,000 円の減額。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 634 万 2,000 円の減額。

同じく、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 1,982 万 8,000 円の増額。

4 款県支出金、1 項県補助金では 118 万 8,000 円の減額。

7 款繰越金、1 項繰越金で 3,268 万 9,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 1,268 万円の増額補正となっております。

議案第 36 号 平成 27 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替のみとなっております。

議案第 37 号 平成 27 年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 790 万 7,000 円を減額し、予算総額を 7 億 1,609 万 3,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

今回の補正のうち、給料、職員手当等、及び共済費の人件費につきましては、7 月 1 日付人事異動に伴う減額でございます。

人件費以外についてご説明申し上げます。

2 款公共下水道事業費、1 項公共下水道事業費の下水道長寿命化計画事業費では 96 万 7,000 円の減額で、内容につきましては、下水道長寿命化計画事業費不用額を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

1 款使用料及び手数料、2 項手数料で 3 万 3,000 円の増額。

5 款繰入金、1 項繰入金で 694 万円の減額。

6 款繰越金、1 項繰越金で 100 万円の減額となっております。

以上、歳入歳出 790 万 7,000 円の減額補正となっております。

議案第 38 号 平成 27 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてで、
ございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替のみとなっております。

議案第 39 号 平成 27 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ
1,251 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 16 億 2,051 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では 1,251 万円の増額で、平成 26 年度介護給
付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う、償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

1 款保険料、1 項介護保険料で 306 万 7,000 円の減額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で 306 万 7,000 円の増額。

同じく 7 款繰入金、2 項基金繰入金で 1,251 万円の増額となっております。

以上、歳入歳出 1,251 万円の増額補正となっております。

議案第 40 号 平成 27 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてござい
ます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 91 万
9,000 円を追加し、予算総額を 2 億 9,191 万 9,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお願い致します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金で 91 万 9,000
円の増額で、平成 26 年度分に係る被保険者からの納付金未払い分を、負担金として広域連
合に納付することに伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願い致します。

5 款繰越金、1 項繰越金で 91 万 9,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 91 万 9,000 円の増額補正となっております。

議案第 41 号 河合町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、平成 25 年 5 月に、行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律いわゆる「番号法」でございますけれども、これが公布され

平成 27 年 10 月 5 日から、個人番号を活用した社会保障、税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が運用開始されることに伴い、個人番号を含む特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します内容は、第 1 条で、番号法で新たに定義された特定個人情報などの用語を条例で定義するとともに、第 9 条の 2 以降で、特定個人情報の目的外利用の制限、外部提供の制限や、本人等による開示、訂正、利用停止などについて規定するものでございます。

この条例は平成 27 年 10 月 5 日から施行するものでございます。

議案第 42 号 河合町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましても、平成 27 年 10 月 5 日から、社会保障、税番号制度、マイナンバー制度が運用開始されることに伴い、個人番号カードなどの再交付時における手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します内容は、個人番号カードの再交付時の交付手数料、1 件につき 800 円、通知カードの再交付時の交付手数料、1 件につき 500 円とするものでございます。

この条例中、通知カードの再交付手数料の改正につきましては平成 27 年 10 月 5 日から、個人番号カードの再交付手数料の改正につきましては、平成 28 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「河合町行政組織条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

内容でございますけども、7 月 1 日付の行政組織再編及び人事異動に伴い、企画部を新設するとともに、各部の下に、従来 of 課に加えて室を設置できるものでございます。

なお、この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行するものでございます。

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を致します。

改正致します内容は、7 月 1 日付の行政組織再編及び人事異動に伴い、一般職の職員の職

務の級ごとに規定する職務の内容について、4級の「参事」を削り、5級の「局長」を「室長」に改め、6級に「議会事務局長」を追加するものでございます。

この条例は、平成27年7月1日から施行するものでございます。

次に、認定第1号から認定第9号につきましては、平成26年度各会計の歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

認定第1号から認定第8号までの、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、「地方自治法第233条第3項」の規定により、また、認定第9号、水道事業会計決算認定につきましては「地方公営企業法第30条第4項」の規定により、それぞれ監査委員の意見書を附して、議会の認定を求めるものでございます。

それでは配布させて頂いております「平成26年度・主要な施策の成果」を基に説明させていただきたいと思っております。

認定第1号 平成26年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

主要な施策の成果の13ページをお願い致します。

下段の表のとおり、歳入総額は65億5,823万4,545円となり、対前年度比25億6,845万1,512円の減額、率で28.1%の減となっております。

歳出総額につきましては、64億4,677万7,419円で、対前年度比25億542万3,487円の減額、率で28.0%の減となっております。

歳入面では、主要自主財源である町税のうち個人住民税は、前年度に比べて2,977万2,000円、2.7%の減額となっております。法人住民税で一部企業の業績回復などにより3,272万3,000円、41.8%の増額となっており、町税全体では前年度に比べて384万8,000円、0.2%の増額となっております。

また、地方交付税は、新設された「地域の元気創造事業費」で、本町の人件費の削減努力が反映されたことや、臨時財政対策債の減少などで、臨時財政対策債を含む実質の地方交付税総額で、前年度に比べて319万5,000円、0.1%の増額となっております。

歳出面では、補助費等で、土地開発公社の解散に伴う補償金の減少などにより前年度に比べて27億5,706万5,000円、75.6%減額。

積立金では、寄附金の一部の地域振興基金への積み立ての減少により、9,978万5,000円、98.8%の減額となっております。

また、公債費は、昨年度に借り入れた第三セクター等改革推進債の償還開始や県の市町村財政健全化支援事業による無利子借り換えに係る繰上償還などで、1億9,391万6,000円、

19.7%増額となっております。

普通建設事業費は、小中学校の耐震化事業の実施などで、前年度に比べて9,672万9,000円、31.5%の増額となっております。

以上の結果、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支額は1億1,072万6,126円の黒字決算となっております。

次に、同じく主要な施策の成果の108ページ、109ページをお開き願います。

この表でございますが、一般会計歳入款別決算一覧表となっております。

109ページの右端は、総収入に対する款別割合を明記しており町税32.3%、地方交付税30.6%、合計で62.9%となっており、町の主要な収入項目となっております。

次に、110ページ、111ページをお願い致します。

この表につきましては、歳出款別決算一覧表で右端は総支出に対する款別割合を明記しており、民生費30.3%と最も多く、続いて公債費18.4%、総務費12.7%の順となっております。

続いて、118ページ、119ページをお願い致します。

この表につきましては、歳出性質別款別内訳表となっており、下段の合計欄のとおり人件費25.9%、扶助費・補助費等25.6%、公債費18.3%の順となっております。

なお、主要な施策の成果の15ページから80ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、ご参照していただければと思います。

認定第2号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

主要な施策の成果の81ページをお願い致します。

下段の表のとおり、歳入総額22億7,334万6,181円で対前年度比3.1%の減となっております。

歳出総額は22億4,065万7,547円で、対前年度比1.6%の減で、実質収支は3,268万8,634円の黒字決算となっております。

尚、82ページ、83ページには保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので参照していただきたいと思っております。

認定第3号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

施策の成果の85ページをお開き願います。

歳入総額 3 万 5,000 円、歳出総額 469 万 7,500 円、差引実質収支は 466 万 2,500 円の赤字決算となっており、翌年度繰上充用金で補填しております。

認定第 4 号 平成 26 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

施策の成果の 87 ページをお願い致します。

歳入総額 1,619 万 3,824 円、歳出総額 1,619 万 3,824 円で、差引実質収支は 0 円となっております。

認定第 5 号 平成 26 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

施策の成果の 89 ページをお願い致します。

歳入総額 6 億 8,417 万 5,411 円、歳出総額 6 億 8,417 万 5,411 円で、差引実質収支は 0 円となっております。

主な事業実績は 90 ページ以降に記載しております。ご参照いただきたいと思います。

認定第 6 号 平成 26 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

施策の成果の 93 ページをお願い致します。

歳入総額 434 万円、歳出総額 268 万円、差引実質収支は 166 万円の黒字決算となっております。

貸付状況は 94 ページ以降に記載しております。ご参照いただきたいと思います。

認定第 7 号 平成 26 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

施策の成果の 95 ページをお願い致します。

保険事業勘定では、歳入総額 14 億 6,265 万 9,692 円、歳出総額 14 億 6,249 万 4,692 円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は 0 円となっております。

96 ページ以降に保険料の収納状況、給付状況を記載しております。ご参照いただければと思います。

同じく、介護サービス事業勘定についてでございます。

施策の成果の 99 ページをお願い致します。

歳入総額 1,588 万 3,189 円、歳出総額 1,588 万 3,189 円、差引実質収支は 0 円となっております。

認定第 8 号 平成 26 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
でございます。

施策の成果の 101 ページをお願い致します。

歳入総額 2 億 8,352 万 1,146 円、歳出総額 2 億 8,260 万 1,746 円、差引実質収支は 91 万
9,400 円の黒字決算となっております。

支出状況につきましては 102 ページに記載致しております。

認定第 9 号 平成 26 年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。別冊をお
願い致します。

河合町水道事業会計決算書、1 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額 6 億 3,675 万 2,628 円、支出総額 6 億 25
万 6,553 円、差引実質収支は 3,649 万 6,075 円の黒字決算となっております。

次に、決算書の 3 ページをお願いします。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額 0 円、支出総額 3,553 万 5,445 円、差引実
質収支は 3,553 万 5,445 円の赤字決算となっております。

なお、12 ページ以降には、事業報告書、給水人口及び配水量などを記載しておりますの
で、ご参照いただければと思います。

以上、上程致されました 20 案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎承認第 5 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（河合町
行政組織条例の一部改正）」を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○8 番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8 番（池原真智子） 総務部を企画部と総務部に改めるって事と、それから室を新設するっ
て事ですけど何の為に、その理由を教えてくださいらと思います。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 新たに企画部を創設させていただきましたのは、今ある地方創生と又、街再生との事業対策を推進していかなければならないと言うことで、そういう担当部署と言う形で新たな企画部を設置させていただきました。

それと、室に関しましては従来、福祉政策課の係として「認定こども園準備室係」がありました。それにつきましてもこれから、推進を進めて行く為に「認定こども園準備室」という新たな課としての形をさせていただいたというしだいでございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 企画部が、地方創生の主な担当をやられると言うことなんですけど、もう少し具体的にどのような仕事をされるのか教えてほしいのですが。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（藤岡和成） 地方創生、つまりこれから5カ年を見越した、重要な河合町街再生総合政令を作っていかなければなりません。これにつきましては、企画部を新たに創設した中でこの企画部を中心に精力的な取り組みをしていかなければならない。その中で、いわゆる総務部からある意味その部分を独立させて、この事業を中心に推進を企画部でさせていく思いで創設したものでございます。それから、室につきましては先ほど総務部次長が申しあげましたように、認定子ども園についてこれも専属として事業を進捗さすという意味で室として担当させて行きたいと言うことで設置したものでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この創生の事業を進めるって事ですけども、これはいわゆる総務部の中で担当という形で進めるのとは意味が違うのですか。それと、認定こども園については、この事業が軌道に乗った時点でも、引き続きその部署も継続されて行くんですか。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 地方創生につきましては、新たな企画部ができましたのでそちらの方でこれから色々な対策等を練っていただく事になります。それと、認定こども園準備室でございますが、認定こども園が建設できましたらその後どうなるか、という事でございますが、それにつきましては今後、認定こども園ができ次第、新たな組織をまた考えて行きたいと思っております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この企画部についてですけれども、担当でなくて部として位置付けるのは特別な意味はあるんですかという質問だったんですけれども。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） ご質問の企画部につきましては今後、地方創生関連事業の計画を進める中で、対外的に色々な組織等と交渉をもたなければなりません。そういう事から、独立させて主たる業務として人口ビジョンと総合戦略の策定、あるいは色々な計画の策定にあたるって事にさせていただいたところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 社会の変化に対して、組織を変更をしていくのは非常に重要だと思います。その企画部を作るというのは今、説明あったんですけれども。もう一つ、民間の考え方なんですけれども、総合企画部とか企業全体の企画を携わる部署があるんです。この場合は企画部という事ですから当然今、創生という事をメインにしてって事ですけど、その他の民間が行っている総合企画部という要素を検討していくのか、あるいは国が各市町村に要求している地方創生に限定していくのかどうか。もっと言いますと、それぞれの今ある組織についてこの企画部でさらに検討していく案があるのかどうかですね。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 企画部として独立させていただきまして、その中で町の基本構想、あるいは総合計画、これにつきましても町のトップマネジメントという立場から必要であると判断で企画部で担当していただくと考えます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(河合町行政組織条例の一部改正)は承認すること決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)」を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この、4級の参事を削るって事ですけども今、参事っていう事で仕事されてる方がおられるんですか。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 現在のところ参事という職の職員はいませんので、今回削らせていただいたという事です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）は承認すること決定しました。

◎議案第34号から議案第42号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第5 議案第34号、日程第6 議案第35号、日程第7 議案第36号、日程第8 議案第37号、日程第9 議案第38号、日程第10 議案第39号、日程第11 議案第40号、日程第12 議案第41号、日程第13 議案第42号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第34号、議案第41号、議案第42号を総務常任委員会に付託します。

議案第35号、議案第39号、議案第40号を厚生常任委員会に付託します。

議案第36号、議案第37号、議案第38号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第9号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第14 認定第1号、日程第15 認定第2号、日程第16 認定第3

号、日程第17 認定第4号、日程第18 認定第5号、日程第19 認定第6号、日程第20 認定第7号、日程第21 認定第8号、日程第22 認定第9号までの審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま、設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらよろしいかお諮りいたします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

○議長(疋田俊文) 再開します。

委員は5名とします。委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、岡田美伊子議員、大西孝幸議員、吉村幸訓議員、池原真智子議員、中尾伊佐男議員以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時13分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には中尾伊佐男議員、同副委員長には吉村幸訓議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則